

内閣府による仮訳

第 71 会期

議題 19(c)

持続可能な開発：防災 (2017年2月2日採択予定)

IV. 仙台防災枠組 2015-2030 におけるグローバルターゲットのためのグローバル指標及び指標のフォローアップと運用に関する政府間専門家作業部会 (OIEWG) の勧告

A. グローバルターゲット

<p>グローバルターゲット A :</p> <p>災害による世界の 10 万人当たりの死亡者数について、2020 年から 2030 年の間の平均値を 2005 年から 2015 年までの平均値に比して低くすることを目指し、2030 年までに世界の災害による死亡者数を大幅に削減する。</p>	
A-1 (合算)	10 万人当たりの災害による死亡者数と行方不明者数
A-2	10 万人当たりの災害による死亡者数
A-3	10 万人当たりの災害による行方不明者数
<p>本目標及び以降の目標における災害の範囲は、仙台防災枠組 2015-2030 のパラグラフ 15 に定義されており、自然又は人為的なハザードや関連する環境、技術、生物学的なハザード及びリスクに起因する、小規模・大規模、頻発・稀発、突発的・遅発的な災害に対して適用される。</p>	
<p>グローバルターゲット B :</p> <p>災害による世界の 10 万人当たりの被災者数について、2020 年から 2030 年の間の平均値を 2005 年から 2015 年までの平均値に比して低くすることを目指し、2030 年までに世界の災害による被災者数を大幅に削減する。</p>	
B-1 (合算)	10 万人当たりの災害による直接被害を受けた被災者の数
B-2	10 万人当たりの災害による疾病者の数
B-3	災害により住居が損壊した人の数
B-4	災害により住居が全壊した人の数
B-5	災害により生活基盤が損なわれ又は奪われた人の数
<p>グローバルターゲット C :</p> <p>災害による直接経済損失を、2030 年までに国内総生産 (GDP) との比較で削減する。</p>	
C-1 (合算)	対国内総生産 (GDP) 比における、災害による直接経済損失
C-2	<p>災害による直接農業損失</p> <p>農業とは、作物、畜産、漁業、養蜂、養殖及び林業並びに関連施設やインフラも含むものと理解する。</p>

C-3	災害により一部損壊又は全壊となった、その他すべての生産資産の直接経済損失 生産資産は、国際的な分類基準に基づき、サービス業を含む経済セクター毎に分類される。各国は、自国経済に関連する経済セクターと対照して報告を行うものとする。これは関連メタデータに記述することとする。
C-4	災害による住宅セクターにおける直接経済損失 データは、一部損壊及び全壊となった住居に分類する。
C-5	災害による重要インフラの一部損壊又は全壊による直接経済損失 計算に含まれる重要インフラの要素については、各加盟国の判断に委ねることとし、附随するメタデータに記述するものとする。防災インフラ及びグリーンインフラについては、自国に関係する場合は含めるものとする。
C-6	災害により一部損壊又は全壊となった文化遺産の直接経済損失

グローバルターゲット D :

強靭性を高めることなどにより、医療・教育施設を含めた重要インフラへの損害や基本サービスの途絶を、2030年までに大幅に削減する。

D-1 (合算)	災害による重要インフラへの被害
D-2	災害により全壊又は一部損壊となった医療施設の数
D-3	災害により全壊又は一部損壊となった教育施設の数
D-4	災害により全壊又は一部損壊となった、その他の重要インフラの部門や施設の数 計算に含まれる重要インフラの要素については、各加盟国の判断に委ねることとし、附随するメタデータに記述するものとする。防災インフラ及びグリーンインフラについては、自国に関係する場合は含めるものとする。
D-5 (合算)	災害による基本サービスの途絶件数
D-6	災害による教育サービスの途絶件数
D-7	災害による医療サービスの途絶件数
D-8	災害による、その他の基本サービスの途絶件数 計算に含まれる基本サービスの要素については、各加盟国の判断に委ねることとし、附随するメタデータに記述するものとする。

グローバルターゲット E :

2020年までに、国家・地方の防災戦略を有する国家数を大幅に増やす。

E-1	仙台防災枠組 2015-2030 に沿って国の防災戦略を採択、実施している国の数
E-2	国の戦略に沿って地方の防災戦略を採択、実施している地方政府の割合 防災を所管する、国レベルより下位にある適切な政府のレベルについて情報が提供されるものとする。

<p>グローバルターゲット F :</p> <p>2030 年までに、本枠組の実施のため、開発途上国の施策を補完する適切で持続可能な支援を行い、開発途上国への国際協力を大幅に強化する。</p>	
F-1	<p>国の防災行動のための国際的な公的支援（政府開発援助（ODA）及びその他の公的資金）の総額</p> <p>防災のための国際協力の提供と受入の報告は、各国で用いられる方法に従って行われるものとする。被援助国は、自国の防災関連支出の見込額に関して情報提供を行うことが奨励される。</p>
F-2	<p>多国間機関より提供された国の防災行動のための国際的な公的支援（政府開発援助（ODA）及びその他の公的資金）の総額</p>
F-3	<p>二国間で提供された国の防災行動のための国際的な公的支援（政府開発援助（ODA）及びその他の公的資金）の総額</p>
F-4	<p>防災関連の技術の移転及び交流のための国際的な公的支援（政府開発援助（ODA）及びその他の公的資金）の総額</p>
F-5	<p>開発途上国のための防災に関する科学、技術、イノベーションに関する技術の移転及び交流のための、国際、地域及び二国間のプログラムとイニシアチブの数</p>
F-6	<p>防災に関する能力開発のための国際的な公的支援（政府開発援助（ODA）及びその他の公的資金）の総額</p>
F-7	<p>開発途上国における防災関連の能力開発のための、国際、地域及び二国間のプログラムとイニシアチブの数</p>
F-8	<p>自国の防災関連の統計能力の強化のために、国際、地域及び二国間のイニシアチブによる支援を受けている開発途上国の数</p>

<p>グローバルターゲット G :</p> <p>2030 年までに、マルチハザードに対応した早期警戒システムと災害リスク情報・評価の入手可能性とアクセスを大幅に向上させる。</p>	
G-1	<p>マルチハザード対応の早期警戒システムを備えた国の数（G-2～G-5 の合算）</p>
G-2	<p>マルチハザード対応のモニタリングシステムや予報システムを備えた国の数</p>
G-3	<p>10 万人当たりの、地方政府又は国による伝達手段を通じて早期警戒情報が対象としている人の数</p>
G-4	<p>早期警戒に基づく行動計画を有する地方政府の割合</p>
G-5	<p>国及び地方レベルで人々がアクセス、理解、利用可能な、関連災害リスク情報とアセスメントを有する国の数</p>
G-6	<p>災害に晒されている又は災害リスク下にあり、早期警戒に基づく事前避難により対象とされている人口の割合</p> <p>対象となる各加盟国は、避難人口の数に関して情報提供を行うことが奨励される。</p>

B. 指標のフォローアップ及び運用

20. 仙台防災枠組のグローバルターゲット及び持続可能な開発目標の関連ターゲットの達成に向けた進捗状況の計測を行うグローバルな指標の運用に向けて加盟国を支援するため、国連国際防災戦略事務局は以下の目的で技術的な作業を行い、技術的ガイダンスの提供を行うことが求められる。

- (a) 各国政府担当者、防災所管省庁、統計所管省庁、国連経済社会局及びその他関連諸機関の参画を得て、災害関連データ、統計及び分析に関する最低基準及びメタデータを構築する。
- (b) 関連専門機関と共に、指標の計測及び統計データの処理に関する方法を構築する。
- (c) 要請に応じて、加盟国に対し、モニタリングのためのベースラインを設定し、また仙台防災枠組に関する初回の隔年レビューを実施するため、指標に関するデータの整備状況のレビュー実施について技術的支援を行う。
- (d) 指標及び仙台防災枠組モニタリングメカニズムのオンラインモニタリングシステムの試行及び公開のために、技術的ガイダンスの資料を作成する。

21. 防災グローバルプラットフォームと地域防災プラットフォームは、事務局の支援を受け、仙台防災枠組の7つのグローバルターゲット及び持続可能な開発目標のうちの防災関連ターゲットの進捗状況の隔年評価の検証において、重要な役割を担うと認識される。国別プラットフォームの役割も重要である。

22. 仙台防災枠組のグローバルターゲットでは明示的にはデータの細分化を求めているもの、仙台防災枠組のパラグラフ 19(g)では、防災における収入、性別、年齢、障害の有無等の要素に特段の注意を求めている。細分化されたデータの収集は、仙台防災枠組及び持続可能な開発目標のうちの防災関連ターゲットの効果的な実施に役立つものと考えられるべきである。

23. 同時に、指標と防災用語についての政府間専門家作業部会は、加盟国のデータ収集及び報告能力に差異があることを認識し、グローバルなものとするべく、指標はすべての加盟国に利用できるものである必要があると述べた。データの細分化は非常に望ましいが、すべての加盟国で直ちに実施できるものではないことから、関連する指標において必須とはみなされなかった。同作業部会は、加盟国に対して、災害による損失を、統計所管省庁の参画のもと、公的統計の基本原則に従い、収入、性別、年齢、障害の有無により細分化したデータの収集に着手又は必要に応じてより努め、細分化されたデータの報告を始めることを勧める。仙台防災枠組のターゲット F を踏まえ、細分化されたデータの収集能力を向上させる行動を求める。

24. 作業部会は、仙台防災枠組のグローバルターゲットの進捗状況を計測するために提案された指標の実現可能性を分析する際に、国際的に認識された方法が存在するものの、多くの国々が現在必要なデータを収集していない指標があることを確認した。選択的又は野心的と考えられるこれらの指標は、国際的な計測と適用を行うためには作業部会から選出されなかった。しかし、これらの指標を、必要データを持つ国は、自国の進捗状況の分析を促進するため国レベルで適用することを推奨した加盟国もあった。また、仙台防災枠

組の実施について更なる議論を続け、各国で防災に関連した指標が確認された場合は、必要に応じて、事務局に追加的な情報を提供することが重要と強調された。

25. 事務局より技術的ガイダンスとして提供される指標の計測や統計データの処理に関する方法により、仙台防災枠組と持続可能な開発計画の実施期間にわたり、グローバルターゲットの進捗状況を継続的に計測することが可能となる。各国は、計測及び計算に関する自国又はその他の方法を選択して使用してよい。方法を変更した場合は、各国はメタデータの一貫性を維持することが奨励される。